

令和2年3月5日

上尾市議会議長 大室 尚 様  
同 副議長 長沢 純 様

鈴木茂 井上茂 海老原直矢  
矢口豊人 樋口敦 荒川昌弘

## 公 開 質 問 状

政策フォーラム・市民の声あげお所属議員の家族が発熱したことをもって、3月3日、上尾市議会災害対策支援本部の決定であるとして、同議員が新型コロナウイルスの感染者と同等の措置を受け、政策フォーラム・市民の声あげお所属議員全員が濃厚接触者に指定され、退庁する指示が出された。

その後、議会運営委員会に所属する私たちの会派の議員に通知されることなく議会運営委員会が開催されるとともに、私たちの会派の議員には個別に通知されることなく本会議が行われ、議会日程の変更の議決が行われた。

以上の事実が『上尾市議会災害発生時の対応要領』に記載された対応の内容を逸脱していることは明白であり、このことは議員としての権利を明文の規則に則らずに停止するに等しく、今回の対応が前例として残ることを憂慮する。よって、下記の事項に文書をもって回答するとともに、傍聴者も含めた公開の場で説明をすることを要求する。

### 記

1. 議員の家族が発熱したことをもって、新型コロナ感染者と同様の措置をとった理由を、法的根拠、疫学的根拠をもとに明らかにすること。
2. 本人と家族は、医師の診察を受け、インフルエンザの検査が陰性であり、問診の結果、症状が新型コロナとは考えられないとの回答を得た。さらに埼玉県鴻巣保健所に連絡し、問診の結果「新型コロナウイルスの症状とは異なり」「検査の必要はない」とのことだった。また、上尾市の保健センターも同意見であり、議会事務局もその場には同席をしている。それにもかかわらず同議員の家族を新型コロナウイルス感染者と同等の措置が必要であると認定し対応をしたのは何故か、法的根拠、疫学的根拠を明らかにされたい。
3. 同議員の家族を新型コロナウイルス感染者と同等の措置が必要であると認定したのは、鴻巣保健所の指示によるものか。同保健所の意見を聴取したか。対応の決定について決裁者は誰か。決定した機関の議事録を示し、過程を明らかにされたい。
4. 同議員を濃厚接触者と断定した法的根拠、疫学的根拠は何か。退庁の法的根拠は何か。

5. 同議員と同じ会派の議員のみを濃厚接触者と同等の措置をとった法的根拠、疫学的根拠は何か。退庁の法的根拠は何か。
6. 他の議員は、濃厚接触者ではないとした法的根拠、疫学的根拠は何か。
7. 前文で指摘した通り、上尾市議会災害対策支援本部の権限として退庁を命じることなどは示されていないが、上記1から6については今後前例として規約もしくは対応要領に反映されるという理解でよろしいか。反映される場合、その内容を示されたい。
8. 他の会派の議員の家族も体調を崩していたにもかかわらず、対応が異なるのは何故か、疫学的根拠を示されたい。そのために、保健所等に確認をとったか。
9. 今後、規約もしくは対応要領において、当日の症状の申告は措置を要するが、前日以前の症状の申告は措置を要しないという内容が反映されるという理解でよろしいか。その疫学的根拠は何か。
10. 3月3日夜に行われた本会議について、全議員に対してどのような通知が為されたのか。また、上尾市議会災害対策支援本部の指示により退庁を命じられた議員については、議事運営に関与し、通知を受け、議決を行う権限が停止されると理解してよろしいか。その場合、その法的根拠は何か。
11. 本公開質問状に文書をもって3月9日までに回答すること、また、休会期間中に公開の場で説明を行うこと。その場合の説明者は議会の責任者である議長・副議長とする。

また、上記の質問内容に含まれる決定に至るまでに開催された、議会運営委員会、上尾市議会災害対策支援本部、全員協議会の議事録を公開することを求める。

以上